

平成 30 年度 (仮称) みんなの公園基本・実施設計業務委託
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、(仮称) みんなの公園基本・実施設計業務を委託するにあたり、平成 29 年度に策定した「みんなの公園基本計画」を具体化するために、建築及び外構が一体となり、老若男女を問わず、すべての町民が集い憩えるような交流拠点としての機能が十分に発揮されるような技術提案を求めるために、公募型プロポーザル方式により設計業者を選定することとする。

2. 業務の概要

- (1) 業務名：(仮称) みんなの公園基本・実施設計業務委託
- (2) 発注者：江北町(建設課)
- (3) 業務内容：(仮称) みんなの公園整備事業に係る建築及び外構の基本・実施設計業務。
詳細は、(仮称) みんなの公園基本・実施設計業務委託仕様書(以下仕様書)による。
- (4) 履行期間：契約締結の日から平成 30 年 10 月 31 日まで
- (5) 業務規模：設計規模は仕様書による。また本業務の予算上限額は、
¥26,000,000円(消費税相当額を含む。)以内とするが、この金額は見積合わせ時の予定価格となるものではない。

3. 設計と条件

- (1) 建設場所：佐賀県杵島郡江北町大字佐留志地内(※イオン江北店南側)
- (2) 建築(延床面積約 400 m²)：カフェ、オープンスペース、バックヤード及びトイレ等
- (3) 外構(敷地面積約 5,500 m²)：広場、デッキおよびファニーチャー等
- (4) 用途地域：準都市計画区域内、用途地域 指定なし、防火地域 指定なし
容積率 200%、建ぺい率 70%、建築基準法第 22 条地域 指定なし

4. 参加資格要件

(1) 参加資格

公募型プロポーザルに参加しようとする単独企業は、次のアからケまでの要件をすべて満たしていること。また、設計共同体として参加しようとする場合、すべての構成員は、次のエからケまでのすべての要件を満たしていることとし、アからウにおいては構成員のいずれかが要件を満たしていること。

ア 直近 5 年以内に延床面積 400 m²以上の公共建築及び、敷地面積 5,000 m²以上の施設

併設型の公園整備について主任技術者として基本設計から実施設計までプロセス全体に関わった実績がある者

イ 平成 30 年 5 月 1 日において、江北町入札参加業者資格者名簿の測量・コンサルタント業者で建築関係建設コンサルタントもしくは土木関係建設コンサルタントに登録のある事業者であること。

ウ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定により、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

エ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。

オ 江北町から入札資格（指名）停止を受けている期間中でないこと。

カ 建築士法第 10 条第 1 項の規定に該当しない者であること。

キ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていない者（再生手続き開始の決定を受けた者を除く）であること。

ク 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申し立てがなされていない者（更生手続き開始の決定を受けた者を除く）であること。

ケ 国税及び地方税の滞納がないこと。

(2) 業務従事者

ア 管理技術者又は主任担当技術者は、建築士法に規定する一級建築士の資格を有していること。

イ 管理技術者及び主任担当技術者は、提案者又は設計共同体の構成員の組織と三ヶ月以上の恒常的な雇用関係にあること。

ウ 土木担当技術者は、技術士法（昭和 58 年 4 月 27 日法律第 25 号）に規定する技術士（総合技術監理部門又は建設部門）又は R C C M（（「都市計画及び地方計画部門」又は「造園部門」又は「建設環境部門」）又は登録ランドスケープアーキテクトの資格を有していること。

エ 管理技術者と主任担当技術者は兼任しないこと。

オ 管理技術者は建築・構造分野の担当技術者を兼任することができる。

カ 提案書に記載した管理技術者、主任担当技術者、土木担当技術者は、設計者として選定され契約した場合、必ず本業務を担当すること。

(3) 協力事務所

ア 業務の一部を再委託する場合は、協力事務所を加えることを可とするが、当該協力事務所が複数の参加者の協力事務所となることは不可とする。

イ 本業務の主たる分担業務分野である建築および外構の意匠分野を再委託しないこと。ただし、構造・電気・機械・設備等の主たる業務以外の部分については、再委託を認める。

5. 選定方法

一次審査では、提案内容に加え、公共事業や類似業務の実績などを審査対象とし、審査委員会で総合的に判断し、設計者として相応しい者を選定する。二次審査では、提案内容のプレゼンテーションとヒアリングを行い、最終的に設計候補者を選考する。

6. プロポーザル実施スケジュール

・ 公告	平成 30 年 5 月 23 日（水）
・ 質問の提出期限	平成 30 年 5 月 30 日（水）午後 5 時まで
・ 質問の回答期限	平成 30 年 6 月 4 日（月）
・ 参加申込書の提出期限	平成 30 年 6 月 8 日（金）午後 5 時まで
・ 技術提案書の提出期限	平成 30 年 6 月 14 日（木）午後 5 時まで
・ 一次審査の結果及び二次審査の案内	平成 30 年 6 月 19 日（火）
・ 二次審査	平成 30 年 6 月 22 日（金）
・ 二次審査の結果通知	平成 30 年 6 月 27 日（水）

7. 質問の受付及び回答

(1) 質問方法

ア 質問をしようとする者（以下「質問者」という。）は、質問書（様式任意）を作成し、事務局へFAXで提出すること。

イ 件名は、「みんなの公園プロポーザル質問書の提出【質問者名】」とすること。

(2) 受付期間

平成 30 年 5 月 23 日（水）から平成 30 年 5 月 30 日（水）午後 5 時まで

(3) 回答方法

質問者名を伏せ、一括して質問回答書を作成し、町のホームページに掲載する。

(4) 回答日

平成 30 年 6 月 4 日（月）

(5) その他

ア 質問の内容は、参加申込書の作成及び技術提案書の作成に関するもののみとし、その他の内容については回答しない。

イ (1) に定める方法以外の方法による質問及び受付期間以外に行われた質問については回答しない。

ウ 質問者間の公平性を欠くと認められる内容の質問については回答しない。

エ 質問に対する回答は、本業務における仕様書及び実施要領等の追加又は修正とみなす。

8. 参加申込書の提出

(1) 提出方法

本業務のプロポーザルに参加する場合は、参加申込書にかかる様式（様式1、2、3）を事務局へ持参あるいは郵送とすること。なお、いずれの方法でも提出期限までに必着のこと。

(2) 参加申込書提出期限

平成30年6月8日（金）午後5時まで

(3) その他

詳細は、（仮称）みんなの公園基本・実施設計業務公募型プロポーザル説明書（以下説明書）による。

9. 技術提案書提出要請者の選定（第一次審査）及び選定・非選定通知

(1) 参加資格の審査等

評価委員会は、参加申込書を提出した者（以下「申込者」という。）について参加資格を審査するとともに、参加申込書について評価要綱に基づき審査する。

(2) 第一次審査では、提案内容に加え、公共事業や類似業務の実績などを審査対象として、審査委員会で総合的に判断し、設計者として相応しい方を選定する。

(3) 選定・非選定通知

町長は、(2)により技術提案書の提出を要請する者（以下「技術提案書提出要請者」という。）に対し、選定通知書を送付する。また二次審査（ヒアリング）の案内を別途通知する。選定されなかった者に対しては、非選定通知書によりその旨を通知する。

(4) 辞退

ア 技術提案書提出要請者は、プロポーザルの提出を辞退しようとするときは、参加辞退届出書（様式は自由とする。用紙は、日本工業規格A4とする。）1部を事務局へ持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送による提出の場合は、書留郵便とし、封書には「江北町みんなの公園プロポーザル参加辞退届出書在中」と朱書きすること。

イ 届出期限は平成30年6月21日（木）午後5時まで

ウ 技術提案書提出要請者の繰上げは行なわないこととする。

10. 技術提案書の提出

(1) 提出方法

プロポーザル説明書に定める技術提案書（様式4）、参考見積書（任意様式）を事務局へ持参あるいは郵送とすること。なお、いずれの方法でも提出期限までに必着の

こと。

(2) 提出期限

平成30年6月14日(木)午後5時まで

(3) その他

詳細は、説明書による。

1 1. プロポーザルの順位の特定(第二次審査)及び特定・非特定通知

(1) 二次審査では、提案内容のプレゼンテーションとヒアリングを行い、最終的に設計候補者として選考する。

(2) 特定・非特定通知

町長は、(1)により特定された順位第1位に対しては特定通知書によりその旨を通知し、特定されなかった者に対しては非特定通知書によりその旨を通知する。

1 2. 審査委員会

平成30年度江北町みんなの公園基本・実施設計業務委託候補者選考審査委員会は、町長が設置し、委員は町長が指名した者とする。

1 3. プロポーザルの不成立

8(2)の提出期限までに参加申込がない場合又は10(2)の技術提案書の提出期限までに技術提案書提出要請者から技術提案書が提出されない場合は、本プロポーザルは不成立とする。

1 4. 失格要件等

(1) 次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 審査の公平性に影響のある行為があったと認められる場合

イ 提出された参加申込書、技術提案書及び資料等の記載内容に虚偽の内容が認められた場合及び事実と異なることが判明した場合

(2) 提出された書類が次のいずれかに該当する場合は、失格とする場合がある。

ア 提出方法に適合しない場合

イ 指定する様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しない場合

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

エ 許容された表現方法以外の表現方法が用いられている場合

1 5. その他

(1) 参加申込書及び技術提案書の作成及び提出等に要する費用は、全て提出者の負担と

する。

(2) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とする。

(3) 参加申込書及び技術提案書の取扱い

ア 提出された参加申込書及び技術提案書等は、選定又は順位の特定を行うときに
おいて、必要な範囲内で複写する。

イ 提出された参加申込書及び技術提案書等の差替え及び再提出は、認めない。

ウ 提出された参加申込書及び技術提案書等は、返却しない。

エ 参加申込書及び技術提案書は、技術提案書提出要請者の選定及び順位の特定以外の
目的には使用しない。

オ 参加申込書及び技術提案書等は、公正性、透明性、客観性を期するため、公表する
ことがある。

(4) 参加申込書に記載した管理技術者及び主任担当技術者は、原則として変更できない。

ただし、町長がやむを得ないと認める場合であって、同等以上の能力を有する技術者
であると認める場合は、この限りでない。

(5) 参加申込書及び技術提案書等の提出は、1者につき1案とする。

16. 事務局 江北町役場 建設課 担当：大島、佐古

〒849-0592 佐賀県杵島郡江北町大字山口 1651 番地 1

TEL 0952-86-5616 / FAX 0952-86-2130